

I A S B 会議報告（第 8 2 回会議）

I A S B（国際会計基準審議会）の第 8 2 回会議が、2 0 0 8 年 9 月 1 6 日から 1 9 日までの 4 日間にわたりロンドンの I A S B 本部で開催された。今回の I A S B 会議では、①信用危機対応（専門家諮問パネル会議の報告を含む）、②収益認識、③公正価値測定、④ I A S 第 2 4 号（関連当事者の開示）の改訂、⑤ I F R S の初度適用、⑥プライベート企業のための国際財務報告基準（I F R S）（従来の中小規模企業の会計基準）、⑦株式報酬、⑧採掘産業、⑨ I F R S の年次改善及び⑩国際財務報告基準解釈指針委員会（I F R I C）の活動状況についての検討が行われた。また、教育セッションでは、⑪資本と負債の区分プロジェクトに関連して、欧州の協同組合銀行（co-operative banks）の代表から彼らの組織の特徴及び米国財務会計基準審議会（F A S B）が公表した予備的見解によった場合の彼らの組織の会計処理について説明があり、さらに、⑫保険会計についての議論も行われた。

I A S B 会議には理事 1 3 名が参加した（ジム・ライゼンリング氏は 9 月 1 9 日のみ欠席。また、欠員の理事が 1 名）。本稿では、これらのうち、①から⑦及び⑫に関する議論の内容を紹介する。

1. 信用危機対応

金融安定化フォーラムは、2 0 0 8 年 4 月に、米国ワシントン D C で開催された 7 カ国財務大臣・中央銀行総裁会議（G 7）において、今般の金融市場の混乱の要因分析と今後の対応についての提言に関する報告を行い、「市場と制度の強靱性の強化に関する金融安定化フォーラム報告書」を公表し、その中で、I A S B に対して、次の 3 点を行うことを提言している。

- ① オフバランスとなっている企業の会計処理と開示に関する改善、
 - ② 評価、その手法及びその評価に関連する不確実性に関するよりよい開示を達成するための基準の強化、及び
 - ③ 市場が活発でなくなった場合における金融商品の評価に関するガイダンスの強化
- これらのうち、第 1 点目は、I A S 第 2 7 号（連結及び個別財務諸表）及び解釈指針（S I C）第 1 2 号（連結－特別目的事業体）を置き換える新たな I F R S を作成する連結プロジェクトの中で検討されている。そこでは、オフバランス企業の連結の判定は、それ以外の子会社に適用される支配力基準をオフバランス企業にも同様に適用して行うことが検討されており、さらに、オフバランス企業に特有の開示を求めることが検討されている。第 2 点目に関しては、I F R S 第 7 号（金融商品：開示）を改訂して、金融負債の流動性に関する開示を強化すること及び金融商品の公正価値情報の開示を強化することが検討されている。特に、公正価値情報の開示は、別途進められている公正価値測定プロ

プロジェクトが完成するまでの間の暫定的な開示の強化として位置づけられている。
第3点目に関しては、公正価値測定プロジェクトと関連していることもあり、このプロジェクトを担当するスタッフが担当し、専門家諮問パネル（expert advisory panel）を2008年6月に設置して検討を行っている。9月16日には、同パネルの報告書案が公開されている。

今回、これら3点に関する議論が行われた。また、9月17日には、連結プロジェクトに関する円卓会議が開催され、連結範囲のほか、オフバランス企業の開示（上記①を参照）を含む連結に関する公開草案のドラフトについて意見聴取が行われた。

(1) オフバランス企業に関する開示

今回は、2008年7月の議論を受け、オフバランス企業に関する次の開示を要求することが暫定的に合意された。

- (a) 連結するか否かの結論を導くにあたり、経営者が重要な判断を行った場合には、報告企業の会計方針の適用の過程において経営者が行った判断と、連結することにした判断の財務上の影響。
- (b) オフバランス企業に対する関与及びそれに関連するリスクの性質。これに関連して、オフバランス企業の定義を検討することがスタッフに指示された（定義に含まれる企業としては、主に証券化又は他の仕組みファイナンス契約や投資に利用されている企業が念頭に置かれている）。

オフバランス企業の開示は、報告企業がオフバランス企業との間に金融商品に基づく継続的な関与がある場合と金融商品が介在しない継続的な関与がある場合に分けて規定される予定である。金融商品に基づく継続的な関与がある場合には、IFRS第7号又は新しい連結に関するIFRSで開示を拡充することが考えられている。このような関与には、保証や流動性支援を提供するための契約を締結している場合がある。この場合には、金融商品を通じて報告企業がさらされているオフバランス企業に対するリスクの状況を開示することが検討されている。

一方、報告企業がオフバランス企業との間に金融商品が介在しない継続的な関与がある場合の開示も検討されている。そのような場合としては、報告企業が、金融商品が介在する関与は有していないが、オフバランス企業に対する投資家が、当該報告企業が暗黙裏に支援をしていると認識している場合などが考えられる。今回の信用危機において、オフバランスとなる投資先企業を組成した金融機関が、契約上の義務がないにもかかわらず、当該投資先企業に生じた損失を負担することを決めたような状況が想定されている。これは、報告企業が自分自身に対する投資家の信頼を確保するために行った行動とすることができ、このような可能性のある取引が起こっている場合には、これらを開示することによって、報告企業がさらされている状況をより透明に開示することができると考えられている。ここでは、①オフバランス企業自体が有している資産及び負債の状

況の開示及び②契約などが無いにも関わらず、報告企業がそのようなオフバランス企業に対して有している継続的関与の状況の開示が検討されている。

(2) 流動性に関する開示

流動性リスクは、現金又は他の金融資産で決済しなければならない金融負債に関連する義務を果たすために企業が遭遇するリスクを指している。

I F R S 第7号を改訂し、流動性リスクに関する次の開示を求めることが検討されている。

(a) 企業が下記(b)の流動性リスクをどのように管理しているかの記述（これは現行 I F R S 第7号でも求められている）

(b) 量的情報の開示

金融負債の性質により次のとおりの定量的な情報の開示（これらは割引をしないベースで開示される）。

金融負債の種類	開示内容
デリバティブ金融負債	・企業が金融負債に関連する流動性リスクをどのように管理しているかに基づく満期分析
非デリバティブ金融負債 (複合金融負債を含む)	・金融負債の最も早い契約上の満期に基づく満期分析 ・予想満期に基づいて流動性リスクを管理している場合には、予想満期に基づく満期分析

(3) 金融商品の公正価値に関する開示

I F R S 第7号を改訂し、金融商品の公正価値情報の開示を次のように充実することが暫定的に合意された。

(a) 金融商品の公正価値情報の開示に当たり、公正価値を I A S 第39号（金融商品：認識及び測定）と首尾一貫する次の3つのヒエラルキーに分類して開示することを求める（これは、米国財務会計基準書（S F A S）第157号（公正価値測定）とも広い意味で整合的である）。

- ① レベル1：同一の資産又は負債に対する活発な市場での建値を用いて測定される公正価値。
- ② レベル2：測定のために重要なすべての入力要素が観察可能な市場データに基づいている評価技法を用いて測定される公正価値。
- ③ レベル3：測定のために重要ないずれの入力要素も観察可能な市場データに基づいていない評価技法を用いて測定される公正価値。

(b) 他の方法による方がより適切である場合を除き、公正価値に関する量的情報の開示は、表形式で行うことを要求する。例としては、横軸に公正価値の3つのヒエラルキー区分（レベル1から3）を設け、縦軸には保有する金融商品とその種類ごとに表示し、末尾にそれぞれのヒエラルキー区分の合計額を表示する形式が考えられる。

(c) レベル3の区分に属する金融商品については、期首から期末までの変動の内容を表形式

で表示することを求める。また、その際には、ヒエラルキー区分間の移動及びその移動の理由に関する文章による説明も求める。

- (d) 財政状態計算書において認識されていない金融商品に関する公正価値も、その公正価値がどのヒエラルキー区分に該当するかの表示とともに開示することを求める。

(4) 活発でない市場における公正価値測定

市場が活発でなくなったときに金融商品の公正価値測定をどのようにすべきかに関するガイダンスを、専門家諮問パネルを設置して検討することが要請され、2008年6月に専門家諮問パネルが設置された。同パネルには、財務諸表の作成者や利用者のほか、監査人や規制当局も参加している（日本からは、みずほ銀行が参加している）。同パネルは、6月から8月にかけて6回の会合を開催して検討を行い、その結果が、活発でない市場における金融商品の測定及び開示に関する報告書案として9月16日にIASBのウェブサイトで公表され、意見が求められている。

同報告書案では、測定及び開示についてのメンバーの経験などを踏まえ、測定において評価モデルを用いる際の留意点がまとめられており、開示についても、財務諸表の利用者に適切に情報を提供するために作成者が留意すべき点がまとめられている。今後、受領した意見を反映し、2008年10月中には最終報告書を完成させる予定である。同報告書によって直ちにIAS第39号などを改訂する予定はないが、同報告書での議論は、今後公正価値測定プロジェクトでの議論の際に活用される予定である。

2. 収益認識

このプロジェクトでは、2011年6月までに完成させるために、顧客対価額アプローチを採用して売手の履行義務を当初認識時に測定する考え方を採用している（もう1つの考え方である「法的解放アプローチ」は採用しないことが決定されている）。さらに、当初認識時に、商品又はサービスの履行義務を構成する複数の構成要素がある場合には、取引価格の各構成要素への配分は、それら商品又はサービスの履行義務の観察可能又は見積り売却価格に基づいて比例的に行うことが暫定的に合意されている。ただし、契約当初において、これら履行義務の構成要素に市場価格（公正価値におけるヒエラルキーのレベル1）がある場合には、当該構成要素は、その公正価値で測定すべきであることも暫定的に合意されている。

今回議論されたのは、当初認識以降の履行義務の再測定に関する次の2点である。

- (a) 当初認識以降、契約が企業にとって不利になった場合に、履行義務を再測定する点について異論はないが、不利な契約かどうかの判定規準（不利な契約の判定テスト）は何か。
- (b) 契約が不利となった場合以外に再測定すべき場合があるか。

(1) 不利な契約かどうかの判定規準

契約が不利になったかどうかの判定、すなわち、再測定のトリガーとなる事態をどのように判定するかについては、次の2つの考え方が提示された。

	アプローチA	アプローチB
再測定のトリガー	履行のコストが履行義務の帳簿価額を上回る場合	I A S 第37号（引当金、偶発負債及び偶発資産）に基づく履行義務の測定値が履行義務の帳簿価額を上回る場合
再測定	履行義務を企業の見積コストに再測定する	履行義務をI A S 第37号に基づいて計算された金額に再測定する

アプローチBにおけるI A S 第37号に基づいて計算された金額には、企業が履行義務を引き受けるために要求するマージン（リスク及び不確実性に対する調整）が含まれている。アプローチBでは、測定時点でのマージンの見積もりが要求されるので、複雑であり、事務的な負担が大きいと言える。一方、アプローチAでは、企業が見積もる履行コストが、契約額に基づく履行義務の帳簿価額を上回った場合に再測定を行うが、企業が見積もる履行コストにはマージンが含まれないため、マージンの見積もりのための負担が生じない。なお、契約額に基づく履行義務の帳簿価額にはマージンが含まれているため、このマージン相当額がバッファーとなり、再測定のトリガーとなる時点がアプローチBに比べて遅くなる。

議論の結果、僅差でアプローチAを採用することが暫定的に合意された。

(2) 契約が不利となる場合以外に再測定すべき場合

契約が不利となった場合以外に再測定すべき場合があるのかについて議論が行われた。議論では、次のような状況では、履行義務を再測定しなければ、意思決定に有用でない情報が提供されてしまうおそれがあることが指摘された。

- (a) 不確実性が契約の重要な固有の特徴である場合（最終的な帰結が特定の不確実な将来事象に依存している保険契約などの契約）
- (b) 契約の対象となっている商品又はサービスの価格の変動性が高い場合（現物商品を提供する契約など）
- (c) 状況の変動が起こることがほぼ確実な期間を持つ契約（ある種の工事契約など）

このような場合にどのように再測定が行われるべきかについての議論は行われなかったが、再測定は毎期末に行われることが想定されている。また、再測定は、当然のことながら当初認識時の測定と整合的でなければならない点が留意された。

議論の結果、来るディスカッション・ペーパーでは、契約が不利な場合以外で契約を再測定すべきタイプの契約にどのようなものがあるかについてコメントを求めることが暫定的に合意された。また、そのような再測定をどのように行うかについて、いくつかの方法を提示することも合意された（ただし、予備的見解は表明しない）。

なお、再測定に関して、製品保証サービスの取扱いについて留意する必要がある。スタッ

フは、製品の販売に付随する製品保証サービス（現在は、IAS第37号で製品保証引当金として規定がある）に関連する会計処理は、IAS第37号からこのプロジェクトの結果作成されるIFRSに移行させる意向であることを示している。すなわち、これまでのIAS第37号の会計処理とは異なり、製品保証サービスに対しては、顧客対価額アプローチが適用され、契約に含まれている製品保証の履行義務に割り当てられた金額が、製品保証サービスの履行とともに収益に認識されることになり、期末における再測定は行われないこととなる（ただし、製品保証の履行義務が不利になった場合には再測定が行われる）。

3. 公正価値測定

今回は、①最有効利用（highest and best use）及び②公正価値測定における大量保有要因（blockage factor）の2点について議論が行われた。議論の結果、最有効利用は公正価値測定に反映させるものの、大量保有要因は公正価値測定のヒエラルキーのどの段階においても反映しないことが暫定的に合意された。

(1) 最有効利用

SFAS第157号では、資産の公正価値の測定に当たり、測定日当日において、物的に可能で、法的に許容され、そして財務的に実行可能な資産の利用を考慮に入れて、市場参加者が見込む最有効利用を仮定することとしている。言い換えると、資産が利用される可能性のうち、資産又は資産グループの価値を最大にするような市場参加者による資産の利用を最有効利用と定義している。したがって、市場参加者による最有効利用は、企業の現在の資産の利用方法と異なることもあり得る（第12項）。

このような概念は、IFRSの中では明確にされていない。議論の結果、最有効利用という概念を公開草案における公正価値測定に含めることが暫定的に合意された。

- (a) 資産の公正価値には、最有効利用を反映する。また、「物的に可能で、法的に許容され、そして財務的に実行可能な資産の利用」という規準がどのような内容かを明確にするとともに、それらを公正価値測定に当たりどのように適用するのかについて記述する。
- (b) 現在の資産の利用方法が最有効利用ではないことを示す証拠がない限り、企業が資産の利用可能性に関するすべての可能性を調査する必要はないことを明確にする。
- (c) 市場参加者による最有効利用の方法が、企業の現在の資産の利用方法と異なる場合には、市場参加者が見込む最有効利用による公正価値を、①現在の利用方法に基づく公正価値と②企業が、市場参加者が見込む最有効利用に変更する能力を示す「利用方法変更オプション（change of use option）」に分けて表示する。例えば、工場敷地と工場があり、企業は、現在工場として利用しているが（敷地と工場の期末での公正価値を130,000と仮定する）、工場を撤去し、この敷地をマンションとして利

用した場合（その場合の公正価値は、305,000で、工場の撤去費用が5,000と仮定）の方が最有効利用であると市場参加者が判断している場合には、市場参加者が見込む公正価値（ $300,000=305,000-5,000$ ）を、①現在の利用方法に基づく公正価値（130,000）と②利用方法変更オプション（ $170,000=300,000-130,000$ ）に区分して表示する。

(2) 大量保有要因

S F A S 第 1 5 7 号では、市場規模に比べて大きなポジションを保有していることを理由とする市場の建値に対する調整を禁止している（第 2 7 項）。これを大量保有要因（blockage factor）と呼んでいる。F A S B は、公正価値測定は、個別の金融商品を単位として行われるべきであり、大量に金融商品を保有するためにそれを一時に市場で処分しようとする際に生じる割引要因は、勘案すべきではないとしている。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 公正価値のヒエラルキーのすべての階層（レベル 1 から 3）において、大量保有要因は、公正価値測定から除外する。
- (b) それ以外の割引又は割増要因（例えば支配プレミアム）といった保有する金融商品のグループには適用されるが 1 つ 1 つの金融商品には適用されない要因は、公正価値測定から除外しなければならない。

4. I A S 第 2 4 号（関連当事者の開示）の改訂

2 0 0 8 年 1 月以降議論していなかった I A S 第 2 4 号の改訂に関する議論が行われた（I A S 第 2 4 号の改訂のための公開草案は、2 0 0 7 年 2 月に公表されている）。今回は、①国営企業（state-controlled entity）の開示免除規定の見直し、②関連当事者の定義の改訂及び③他の I F R S に対する改訂について議論が行われた。ここでは、①の議論のみを紹介する。

公開草案には、国営企業間の取引の開示に関して、次のような開示免除規定がある（第 1 7 A 項）。なお、ここで国という場合、州などの地方自治体も含む。

「報告企業は、ある企業との関連において、パラグラフ 1 7 の開示要求から次の場合には免除される。

- (a) 当該ある企業が、報告企業が国によって支配されている又は重要な影響を受けており、かつ、当該企業が国によって支配されている又は重要な影響を受けているという理由のみで関連当事者である場合。
- (b) 報告企業が、当該企業に影響を及ぼしている、又は、当該企業によって影響されているという指標がないこと。」

そして、報告企業が、第 1 7 A 項で示す指標に該当しない場合には、その旨を示し、第 1

7 A項による免除に該当しないときには、IAS第24号が求めるすべての開示をしなければならないとされている(第17E項)。

第17A項(b)を巡っては、国営企業間の取引すべてを検証することは不可能であるとの指摘がある。また、国営企業間で市場条件と異なる僅かな取引があっても、免除規定の適用を受けられなくなるおそれがあり、その場合にはすべての開示を求められることになるが、そのような開示を行うことは不可能であるなど、これらの規定の内容が、中国などのように、国営企業間の取引の多い国において十分機能するかどうかについて問題が提起されている。

今回、スタッフから公開草案の提案とは異なるいくつかの提案が示され議論が行われた。その結果、公開草案とは異なる次の点が暫定的に合意された。

企業(A)は、次の開示を免除される。

- (a) もし国が、当該企業(A)を支配している、重要な影響を与えている又は共同支配しているという理由のみで関連当事者である場合、国との取引。
- (b) 同一の国が、当該企業(A)とある他の企業(B)の両方を支配している、重要な影響を与えている又は共同支配しているという理由のみで当該他の企業(B)の関連当事者である場合、当該他の企業(B)との取引。例えば、国が、ある企業とその親会社の双方を支配している場合にこの免除規定が適用される(ただし、ある企業とその親会社が、関連当事者に該当する他の要件で関連当事者に該当する場合にはこの免除規定は適用されない)

さらに、企業(A)に対しては、①当該企業(A)を支配している、重要な影響を与えている又は共同支配している国の名称、及び、②当該企業(A)が、国、又は、当該国によって支配されている、重要な影響を与えられている又は共同支配されているその他の企業との間に取引があるという事実、の2つを開示することを求める予定である。

このように、公開草案と異なる合意に達したことから、この部分に関しては再公開する必要が生じた。本稿では触れていないが、関連当事者の定義の一部の改訂も行うことから、これらを含めた公開草案が、2008年末までに準備される予定である。

5. その他

(1) IFRSの初度適用

IFRS第1号(IFRSの初度適用)は、初めてIFRSを採用する企業に対する取扱いの原則を定めたIFRSである。2011年からカナダがIFRSを採用するに当たり、同国の石油ガス開発に関わる企業などに対するIFRS適用の影響を緩和するための例外措置が必要であるとの理由でカナダの会計基準審議会(ACSB)のスタッフが中心となって、改訂案が準備されている。そこでは、全部原価会計(full cost accounting)を採

用する石油ガス開発に携わる企業の探査及び評価資産（exploration and evaluation assets）や、開発又は生産段階にある石油ガス資産について旧会計基準に基づいて会計処理された金額をみなし原価とする取扱いや料金規制産業（rate regulated industry）に属する企業の有する有形固定資産の旧会計基準に基づく簿価を I F R S の下でもそのままみなし原価とするという取扱いなどが提案されている。

このような内容を含む I F R S 第 1 号改訂のための公開草案が議論され、その内容が合意された。当該公開草案は、2008年9月25日に公表された。

(2) プライベート企業のための I F R S（SME 基準）

I A S B は、SME 基準の公開草案に対して受領したコメントの検討を続けている。今回は、残っていたセクション 28 から 38 まで及び開示に関する規定の検討を行った。これにより公開草案の内容の一通りの議論が終了した。しかし、金融商品、概念及び全般的原則、資本と負債の区分のセクションなどいくつかのペンディング事項があり、これらについては、2008年10月及び11月に議論される予定である。さらに、SME 会計基準をさらに簡略化して使い勝手のよいものにするために、「プライベート企業のための I F R S」という名称を含め、これまでの暫定合意のなかで一部見直しを行うことが適切なものがあるとの指摘もあり、これらも今後検討される予定である。

(3) 株式報酬

株式報酬に関する I F R S 第 2 号（株式報酬）が 2004 年に公表されて以降、I F R S 第 2 号の見直しを行うべきという指摘が I A S B や I F R I C に寄せられている。これらの指摘事項は、① I F R S 第 2 号が採用している会計処理に関する原則を根本的に見直すべきであると指摘されている事項、② I F R S 第 2 号に含まれるガイダンスが不完全であると指摘されている事項及び③ S F A S 第 1 2 3 R 号（株式報酬）と I F R S 第 2 号のガイダンスが異なるために生じる事項に分けることができる。議論の結果、I F R S 第 2 号を根本的に見直すような環境変化は起こっていないなどの理由から、これらを新規議題として取り上げないことが合意された。ただし、指摘事項のうち、年次改善プロセスにおいて取り上げることができる事項については、そこで対応することが合意された。

(4) 保険会計

今回の議論は、教育セッションとして行われ、特に決定された事項はない。今回は、2007年5月に公表されたディスカッション・ペーパー（保険契約に関する予備的見解）に対して受領したコメントからスタッフが理解した多くの回答者の主張を「履行価値（fulfilment value）」という形にまとめ、この内容について議論が行われた。

ディスカッション・ペーパーでは、現在出口価値を保険負債の測定属性として提案している。そこでは、保険負債を算定するための構成要素として3つのビルディング・ブロック

(将来キャッシュ・フローの見積り、貨幣の時間価値の効果(割引率)及びマージン)を明示し、それらの分析を行っている。この結果、保険負債は、期末において当該契約を第三者に移転する場合に必要とされる金額として計算される。

ディスカッション・ペーパーの回答者は、ロック・インされた見積りではなく、キャッシュ・フローの現在の見積りを用いることや期待値を用いること、さらに貨幣の時間的価値を反映すること(損害保険契約に適用することに対しては反対意見もある)、そして、リスク・マージンを見積もり、これらがリスクから解放されるに従って収益として認識することに対しては概ね賛成であった。

しかし、保険契約では、保険会社は、通常、契約の途中で当該契約を第三者に移転することとはせず、契約に基づく便益の提供を契約満期まで行っている事実があり、これを保険負債の計算に反映すべきとの指摘があった。このような指摘をまとめたのが「履行価値」であり、「保険契約者に対して満期までの期間にわたって義務を履行するためのコストの見積もり現在価値」ととりあえず定義されている。

今回の議論では、ディスカッション・ペーパーの提案する現在出口価値、履行価値及びIAS第36号(資産の減損)の使用価値(value in use)を比較した表が示され、なぜ、多くの回答者が現在出口価値に比べて履行価値を選好するのかなど、これらの考え方の違いについて議論が行われた。なお、履行価値は、今後IASBがこの方向で議論を行うことを示唆するものではない。

以上

(国際会計基準審議会理事 山田辰己)

*本会議報告は、会議に出席された国際会計基準審議会理事である山田辰己氏より、議論の概要を入手し、掲載したものである。